

第2次下妻市教育大綱・教育振興基本計画

～ 学びを人生や社会に生かそうとする人材の育成 ～



下妻市イメージキャラクター『シモンちゃん』

令和3年12月

下 妻 市
下妻市教育委員会

はじめに

本市は、平成30年3月に第6次下妻市総合計画を策定し、「いつまでも暮らしたい誰もが安心できるやさしいまちづくり」、「豊かでかけがえのない自然と共生するまちづくり」、「市民一人一人が活躍し、ひと・もの・しごとに活力あるまちづくり」をまちづくりの基本理念、「人と自然を生かし、住みよさを創るまち しもつま ～住み続けたい、選ばれるまちを目指して～」を将来像とし、各種施策を展開しています。

この計画では、教育と文化を通じて子どもの健全な心身の育成を図るため、質の高い教育環境を整備し、郷土への誇りや愛着を持つことができるよう、郷土文化や芸術への触れ合いの機会づくりに努めるとともに、市民の学習・技能取得の機会づくりや意欲向上への取組を推進しており、市民一人一人が活躍し、本市への郷土愛を生み育てることができるよう、教育と文化の質的向上を目指しています。

一方、日本全体で見ると、高度化したAI（人工知能）、ビッグデータ、IoT（Internet of Things）、ロボティクス等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れたSociety 5.0時代が到来しつつあります。さらには、社会のあり方が劇的に変わる状況が生じつつある中で、新型コロナウイルス感染拡大が社会のデジタル化やオンライン化を大きく促進しました。学校教育もその例外ではなく、オンライン教育に大きな注目が集まっていますが、社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）の加速の必要性が求められる中で、ICTは学校教育を支える基礎的なツールとして、必要不可欠なものになっています。このような状況にあって、本市は早い段階に学校における1人1台端末と高速大容量通信ネットワークの整備を完了し、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境を実現しています。

「令和の日本型学校教育」においては、新学習指導要領の着実な実施とICTの活用により、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要とされています。

この目標を達成するため、教育委員会は、下妻市総合計画の「教育・文化」分野における部門計画として策定した「下妻市教育大綱・教育振興基本計画」を改定し、今後の本市の教育・文化行政の指針となる方向性と施策を示すとともに、新しい時代にふさわしい人材育成の礎となる教育行政を中長期的に推進していきます。

令和3年12月

下 妻 市

下妻市教育委員会

目 次

はじめに

第 1 章 序論

下妻市教育大綱・教育振興基本計画の基本的事項

1 下妻市教育大綱・教育振興基本計画の改定	1
2 下妻市教育大綱・教育振興基本計画と関連計画	2
3 下妻市教育大綱・教育振興基本計画の推進	4

第2章 教育の取組方針

第1節 下妻市の教育をめぐる現状と課題 5

1 教育を取り巻く環境の変化

(1) 少子化・人口減少社会の進展	5
(2) 安全・安心の取組	8
(3) SDGs の推進	8
(4) ICT環境の整備	9

2 教育の主要課題

(1) 幼児教育（就学前教育）の充実	10
(2) 義務教育の充実	10
(3) 生涯学習の振興	12
(4) 家庭教育・地域教育の充実	12
(5) 芸術・文化活動の振興	13
(6) 文化財の保護と活用	13
(7) 図書館サービスの充実	14
(8) 生涯スポーツの充実・競技力の向上	15

第2節 下妻市の教育大綱（8つの柱） 16

第3節 下妻市の教育目標 17

第3章 教育の重点施策

教育の重点施策の体系	18
------------	----

【分野1】幼児教育（就学前教育）

○施策1：幼児教育施設の整備	19
○施策2：幼稚園の運営	20
○施策3：保幼小の連携	20
○施策4：就学前体制の推進	21
○施策5：家庭教育支援の充実	21

【分野2】義務教育

○施策1：教育施設の整備	22
○施策2：安全対策の推進	23
○施策3：ICT環境の整備	24
○施策4：ICTの活用	25
○施策5：働き方改革の推進	26
○施策6：教職員の健康保持	26
○施策7：学校給食の充実	27
○施策8：確かな学力の育成	27
○施策9：英語教育の充実	28
○施策10：豊かな心の育成	29
○施策11：生徒指導の充実と不登校支援	29
○施策12：健やかな体の育成	30
○施策13：特別支援教育の充実	30
○施策14：教師力の向上	31

【分野3】生涯学習・公民館

○施策1：生涯学習活動の充実	32
○施策2：社会教育の充実	32
○施策3：公民館活動の充実	33

【分野4】青少年育成

○施策1：青少年健全育成推進体制の充実	34
○施策2：青少年健全育成の支援	34

【分野5】芸術・文化

○施策1：芸術・文化活動の振興	35
○施策2：文化団体の支援	35

【分野6】文化財・博物館

○施策1：文化財の収集・保存・活用	36
○施策2：伝統文化・芸能の振興	37
○施策3：博物館事業の推進	37

【分野7】図書館

○施策1：図書館事業の推進	38
○施策2：図書館イベント事業の充実	38

【分野8】スポーツ振興

○施策1：スポーツ基本計画の推進	39
○施策2：社会体育施設の整備・活用	40
○施策3：生涯スポーツの普及推進	41
○施策4：指導者育成と指導体制の確立	42

第 1 章 序 論

下妻市教育大綱・教育振興基本計画の基本的事項

1 下妻市教育大綱・教育振興基本計画の改定

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革の一環として、平成27年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（※1）の一部を改正する法律が施行されました。

この改正法では、首長が総合教育会議において教育委員会と協議し、教育基本法第17条（※2）に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定することが規定されています。

本市は、この規定に基づき、平成28年2月に「下妻市教育大綱・教育振興基本計画」を策定しましたが、その後5年が経過し、新たな「第6次下妻市総合計画」が策定されたことから、今後の教育施策の方向性を改めて検討し、「下妻市教育大綱・教育振興基本計画」を改定することとしました。なお、本計画は、計画期間をおおむね5年間としますが、社会情勢の変化などに応じ、適宜必要な見直しができるものとします。

※1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

※2 教育基本法（平成18年法律第12号）第17条

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

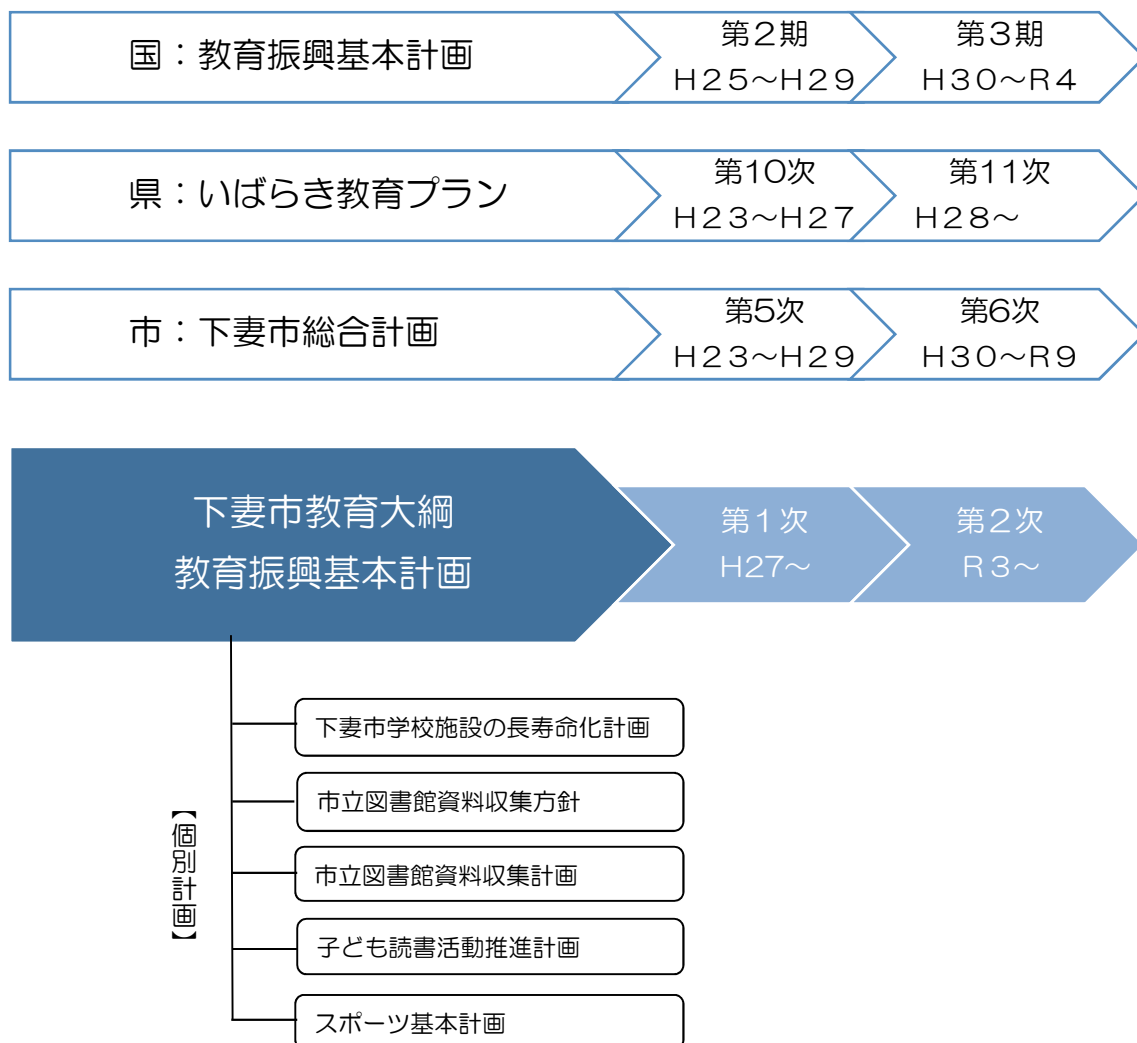
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 下妻市教育大綱・教育振興基本計画と関連計画

国は、平成18年12月に改正された教育基本法第17条の規定に基づき、第1期教育振興基本計画を策定し、教育基本法で明確にされた教育の理念を踏まえて目指すべき教育の姿を示し、教育政策を推進してきました。その後は、第2期教育振興基本計画を経て、現在、第3期教育振興基本計画を進めています。

茨城県は、総合計画「いばらき未来共創プラン」の部門別計画として、第11次いばらき教育プランを策定し、教育目標の具現化を目指して取り組んでいます。

本市は、下妻市教育大綱・教育振興基本計画を本市教育目標である「学びを人生や社会に生かそうとする人材の育成」の具現化のため、第6次下妻市総合計画のまちづくりの目標2「人と文化を育む『心豊かなまち』」に基づき改定します。その上で、改定後の下妻市教育大綱・教育振興基本計画を本市教育施策に関する基本的な計画として位置付け、本市教育をより一層充実させるための中期的な取組の考え方とします。



【第6次下妻市総合計画】

リーディングプロジェクト「まち、ひと、しごと創生 総合戦略」				
	地域づくり	人の流れ	希望を叶える	雇用の創出
	市民が誇りと愛着をもって健康に暮らせるまちづくりを目指します	地域の魅力発信と新たな人の流れの受け皿づくりを目指します	結婚、出産、子育ての希望の実現、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します	安定した雇用の創出と市内就業人口の増加を目指します
まちづくり目標 1 子育て、医療、社会福祉 誰もが健やかに暮らせる「安心なまち」	健康まちづくりの推進 中心市街地の活性化		待機児童ゼロ、児童クラブの充実 希望する子どもの数実現への支援 利用者支援 子育て環境の充実	
まちづくり目標 2 教育、文化 人と文化を育む「心豊かなまち」	健康まちづくりの推進（再掲） 市民協働のまちづくり 地震や風水害など地域防災、防犯の強化		質の高い教育環境の整備、充実	
まちづくり目標 3 観光、産業振興 にぎわいと活気を生み出す「活力あるまち」	中心市街地の活性化（再掲）	市内定住のための受け皿の整備 観光資源の活用、魅力度アップ ブランド戦略とシティプロモーション	ワーク・ライフ・バランスの実現支援	優良企業の誘致と地元雇用の創出 新たな産業の創出、起業支援の促進 6次産業化推進、グローバル化への対応 担い手、新規就農者の育成支援
まちづくり目標 4 生活、環境 環境にやさしく災害に強い「安全なまち」	地震や風水害など地域防災、防犯の強化（再掲） 公共交通、交通ネットワークの充実	市内定住のための受け皿の整備（再掲） ブランド戦略とシティプロモーション（再掲） 観光資源の活用、魅力度アップ（再掲） 市外からの転入への支援（定住促進） 空き家対策及び空き家の活用促進	出会いの場の創出	
まちづくり目標 5 都市基盤 自然と都市が共生する「快適なまち」	中心市街地の活性化（再掲） 公共交通、交通ネットワークの充実（再掲） 市民協働のまちづくり（再掲）	観光資源の活用、魅力度アップ（再掲）	子育て環境の充実（再掲）	
まちづくり目標 6 市民協働、行財政運営 市民と共に次世代を築く「自立したまち」	市民協働のまちづくり（再掲） 公共施設のマネジメント強化	ブランド戦略とシティプロモーション（再掲）		

3 下妻市教育大綱・教育振興基本計画の推進

計画を推進するためには、各施策の目指す指標に基づき、取組の進捗状況を確認しながら、次のステップに進んでいく必要があります。

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しています。今後も、この点検・評価の結果を活用し、施策の進捗状況を確認しつつ、次年度以降の施策の改善等に生かすよう取り組みます。

また、下妻市教育大綱・教育振興基本計画が適切な計画となるよう、計画期間中の制度改正や社会状況・経済情勢の大きな変化に伴う教育を取り巻く環境の変化に応じ、計画内容の見直しに努めます。

第2章 教育の取組方針

第1節 下妻市の教育をめぐる現状と課題

1 教育を取り巻く環境の変化

(1) 少子化・人口減少社会の進展

日本は、平成17年を境に総人口が減少に転じ、人口減少社会を迎えました。本市も例外ではなく、合併直前の平成17年に46,435人(※1)(旧下妻市36,895人、旧千代川村9,540人)であった人口は、10年後の平成27年に43,293人(※2)、令和2年に41,667人(※3)と減少が続いており、年齢区分別人口の割合は、年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15～64歳)がともに減少する一方で、老年人口(65歳以上)が増加するなど、人口の高齢化が進んでいます。

少子化とともに高齢化や核家族化が進む中、子どもたちの生活体験や自然体験の機会が減少し、地域の中での人と人とのつながりが弱まっていることなどから、規範意識や社会性の低下、子育ての孤立化などにより、不安や悩みを持つ親の増加、虐待や育児放棄への懸念、家庭の教育力の低下などが指摘されています。

(※1 平成17年国勢調査)

(※2 平成27年国勢調査)

(※3 令和2年4月1日常住人口)

① 就学前の子どもの数の推移

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で大変重要です。幼児一人一人の発達に応じ、集団の中で総合的な指導を行う保育園・幼稚園は、就学前教育の中核としての役割を担っています。しかしながら、少子化・人口減少社会が進行する中、本市においても就学前の子どもの数の減少が続いております。

本市には、市立幼稚園6園、私立幼稚園1園、認定こども園2園、市立保育園2園、私立保育園5園、小規模保育事業1園、家庭的保育事業所1園が設置されています。子どもの幼児期にふさわしい生活を展開するためには、互いに切磋琢磨し、高め合うことができる規模の幼児集団の確保が必要と考えますが、就学前の子どもの数が減少していく中で、小規模な幼稚園・保育園においては、適切な集団の確保が困難になってきました。また、保育士や幼稚園教諭の不足が続いていることから、教職員の研修や人事交流の充実が難しくなっており、教育の質を維持向上していくため、より一層の創意工夫が求められます。

本市では、子ども子育て制度が施行されて以降、保育園の待機児童問題と幼稚園の定員割れという状況の改善を図るため、幼児教育と保育についての総合的な検討を重ねてきました。そして、令和元年10月施行の幼児教育無償化に合わせ、子ども子育て会議に市立幼稚園の3歳児受入開始と統廃合を諮問し、次のとおり答申を受けたことから、令和4年度末を目途に、市立幼稚園4園の閉園を進めています。今後も、幼稚園教育の充実と統廃合による施設の適切な運営について、さらに研究を進めていく必要があります。

参考：＜子ども子育て会議答申内容＞（令和元年度答申）

公立幼稚園の3歳児受入れ及び統廃合については、幼児教育の充実や、適正規模の幼稚園運営を検討したところ、公立幼稚園の上妻幼稚園、ちよかわ幼稚園の2園において、幼児教育無償化に合わせ3歳児各20名の定員を新設することにより、受入れ体制の強化が図れるため、実施が望ましい。

一方、大宝幼稚園、騰波ノ江幼稚園、豊加美幼稚園、高道祖幼稚園の閉園では、定員充足率及び施設老朽化の財政負担、市内教育、保育施設の受入れ体制を総合的に考えあわせると、令和3年度末で閉園することは、やむを得ないと判断するが、実施にあたっては、子どもたちのより良い育ちの環境、保護者の理解、職員の人的環境に配慮する必要がある。

② 児童生徒数の推移

本市は、「学びを人生や社会に生かそうとする人材の育成」という教育目標を掲げ、学校規模に応じ、特色を生かした学校づくりに取り組んできました。しかしながら、少子化の影響は深刻であり、平成元年度以降の児童生徒数の推移について、平成元年度と令和3年度との比較で見ると、小学校で42.4%の減少、中学校で44.3%の減少となっています。

学校の適正規模は、茨城県の指針（平成20年）において、小学校はクラス替えが可能な各学年2学級以上となる12学級以上、中学校はクラス替えが可能で、全ての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましいとされています。本市は、平成23年に適正規模適正配置検討委員会から次のとおり答申を受け、複式学級が続いていた蚕飼小学校を統合の対象として検討を重ね、平成26年4月に宗道小学校と統合するなど、学校の集団教育のよさを生かせるよう、教育環境の改善を図ってきたところです。令和3年度現在、本市には小学校9校、中学校3校がありますが、県の指針を満たす学校は、小学校が2校、中学校が2校となっています。中学校においても、1学年3学級以下の学校がでてきたことから、今後も児童生徒数の状況を注視しながら、よりよい教育環境のあり方を研究していく必要があります。

参考：＜適正規模適正配置検討委員会答申内容＞（平成23年度答申）

小学校については、2つの学年で1つの学級編制となる複式学級は、学習環境を充実させるためには大きな課題があるので、複式学級の学校については3年をめどに統合の対象とする。その他の学校においては1学年平均15人以下または複式学級ができる年度に、統合の対象とする。

中学校については、千代川中学校が1学年3学級、東部中学校が1学年4学級、下妻中学校が1学年7学級となっている状況である。3校とも適正規模であり今後の統合については適正規模を下回った場合に改めて検討を行う。

参考：＜市内小中学校の児童生徒数の推移＞

【小学校】（令和4年度以降の数値は、令和3年5月1日現在の住民基本台帳を基に推計した児童の見込数）

学校名	校舎定員 (教室数)	児童数								
		H元	H10	H20	H28	H30	R2	R4	R6	R8
下妻小	1,240(31)	928	720	736	645	621	563	532	543	532
大宝小	520(13)	395	343	273	221	225	228	221	216	201
騰波ノ江小	480(12)	279	181	138	124	125	126	104	91	82
上妻小	760(19)	522	533	447	339	334	303	264	271	258
総上小	520(13)	216	229	180	108	123	133	121	121	120
豊加美小	400(10)	243	203	211	155	137	146	133	140	106
高道祖小	480(12)	323	276	202	216	199	198	148	141	124
蚕飼小	240(6)	103	64	48	-	-	-	-	-	-
宗道小	600(15)	334	315	306	330	337	306	261	226	195
大形小	520(13)	305	257	212	194	173	154	122	123	114
合 計	5,760(144)	3,648	3,121	2,753	2,332	2,274	2,157	1,906	1,872	1,732

※県の指針となっている1学年2学級の定員は、現在、段階的に引き下げられており、令和7年度に420人になる。

【中学校】（令和4年度以降の数値は、令和3年5月1日現在の住民基本台帳をもとに推計した生徒の見込数）

学校名	校舎定員 (教室数)	生徒数								
		H元	H10	H20	H28	H30	R2	R4	R6	R8
下妻中	1,080(27)	923	720	663	630	573	540	501	500	460
東部中	760(19)	645	594	423	351	371	345	338	334	348
千代川中	480(12)	451	358	306	281	250	249	255	259	197
合 計	2,320(58)	2,019	1,672	1,392	1,262	1,194	1,134	1,094	1,093	1,005

※県の指針となっている1学年3学級の定員は、360人である。

（２）安全・安心の取組

平成２３年の東日本大震災以降、県内でも竜巻や豪雨などの大規模災害が続いていることから、防災・減災意識が高まり、災害への備えの重要性が認識されています。国は、児童生徒などの安全で安心な生活を確保するため、防災教育の充実や学校施設の防災機能強化など、防災・減災対策の充実に取り組んでいます。本市も、学校施設の耐震化計画に基づき、学校施設の耐震化を完了しました。

また、近年の地球温暖化による災害級の猛暑対策についても、安全な学校生活を維持するため、様々な方策が必要とされています。文部科学省が学校の管理下における熱中症事故を防止するため、学校のエアコン設置を推進したところ、全国で急速に設置が進み、本市も、令和元年度までに全小中学校の普通教室へのエアコンの設置が完了しました。

そのほか、近年は国際情勢に関係するテロ活動や社会不安に起因する凶悪犯罪など、安全な環境を脅かす様々な事案が想定されています。子どもたちが安心して学ぶことができる安全な教育環境の維持のため、今後も急速に変化していく社会や環境に対応した迅速な対策が求められます。

（３）SDGsの推進

２０１５年に国連サミットにおいて、持続可能な開発目標であるSDGsが採択され、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を国際社会全体で目指すことが目標とされました。教育部門の目標としては、「全ての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことがうたわれています。環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むとともに、多文化社会の多様性と多文化共生をどのように実現するか、インクルーシブな社会実現のための教育政策が求められています。

国は、インクルーシブ教育システムの理念の実現に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに教育を受けられるよう条件整備を行うとともに、一人一人の教育的ニーズに的確に応えられる取組を進めることを求めています。今後、さらに文化や人種の違い、価値観の多様化、一人一人の個の特性などを尊重する社会が進んでいく状況で、これらに対応した効果的な教育活動を模索していく必要があります。

(4) ICT環境の整備

近年、生活のあらゆる場面でICTを活用することが当たり前になり、今後、さらにAI、ビッグデータ、IoT、ロボティクスなどの先端技術が高度化し、社会生活にも取り入れられ、社会のあり方も変化していくことが予想されます。このような状況において、次代を切り拓く子どもたちには、これらの情報を取り扱い、活用する力が必要となります。平成29年に改訂された学習指導要領では、「情報活用能力」が学習の基盤となる資質・能力であると位置付けられ、教科等横断的にその育成を図ることとなりました。このため、国ではGIGAスクール構想による教育ICT環境の実現に向け、児童生徒1人1台端末の環境整備を進めました。この新たな教育の技術革新は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことの無い、公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びに寄与するものです。

本市は、このGIGAスクール構想の推進を受け、早期に児童生徒の1人1台端末の整備に取り組み、ICT環境の整備を実現しました。コンピュータやインターネット環境の整備が進む中、今後はこれらを活用したICT教育の充実に向けた取組が期待されています。

参考：GIGA（Global and Innovation Gateway for All）スクール構想とは

1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、全ての子どもたちの資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する。これまでの教育実践の蓄積と最先端のICTを掛け合わせることで、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す。学習活動の一層の充実、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を目的とする。GIGAスクール構想の実現に向けた環境整備として、校内高速大容量通信ネットワークの整備と児童生徒1人1台端末の整備が挙げられる。ICT環境整備後は、「すぐにでも」「どの教科でも」「誰でも」使えるICTとして、学びへの活用が期待される。ICTの活用により一斉学習、個別学習、協働学習など、授業の全ての場面で学習が充実する。

2 教育の主要課題

(1) 幼児教育（就学前教育）の充実

幼児期は心情、意欲、態度、基本的生活習慣などの生涯にわたる人間形成の基礎が培われる時期であり、この時期に行われる教育は小学校以降における「生きる力」の基礎を培うなど、子どもの心身の健やかな成長を促す上で極めて重要です。

❖市立幼稚園については、令和元年度の子ども子育て会議からの答申に基づき、上妻幼稚園とちよかわ幼稚園の2園において3歳児の受入れを開始し、幼児教育無償化に対応した教育体制の充実を図るとともに、定員充足率の低迷が続いている小規模幼稚園4園を統合する方向性を打ち出しました。少子化により子どもの減少が続いている現状を踏まえつつ、子どもの健やかな成長を促すことができる教育環境づくりが必要であり、今後も幼稚園の統廃合や適切な幼児教育施設の検討が求められます。

❖幼稚園の教員には、幼児の家庭や地域社会における生活・発達・学びの連続性を保ちつつ、教育を展開する力、特別な教育的配慮を要する幼児に対応する力、小学校などとの連携を推進する力などの総合的な力量が求められるため、その資質や専門性について、研修などを通じて一層の向上を図る必要があります。また、近年は、保育ニーズの高まりにより保育士・幼稚園教諭の確保が難しくなっていることから、幼稚園と保育園の人事交流を視野に入れた総合的な幼児教育の構築について、研究を進めていくことが必要となっています。

(2) 義務教育の充実

<環境>

市立学校については、建築後40年を経過したものが多いため、施設や設備の改修を行い、適切な水準を確保することが課題となっています。また、学校施設と同様に、公民館などの社会教育施設をはじめ、スポーツ施設、文化施設についても徐々に老朽化が進んでおり、今後の計画的な施設改修などが求められています。さらに少子化・人口減少社会が進む中で、児童生徒の減少や地域の年齢構成の変化などを注視しながら、適正な規模の教育施設の適正な配置を研究していく必要があります。

❖耐震化が必要であった学校施設は、平成29年度に耐震化計画に基づき大規模改修を実施しましたが、耐震化が不要であった学校施設は、改修を行っておらず、老朽化の進捗に応じた計画的な大規模改修が必要となっています。特に、屋内体育館は、大規模な自然災害の避難所の役割を担うことから、近年、そのニーズを満たすための設備改修が求められているところです。

❖国のGIGAスクール構想を受け、令和2年度から加速度的にICT環境の整備を進めました。今後、この構想に基づき整備したICT環境を安全に最大限活用するため、情報セキュリティ対策の充実、ICT教育に携わる教員の育成・研修・支援体制の構築、技術者の確保などの運営上の課題に取り組む必要があります。

＜教育＞

人材は、地域社会の礎です。子どもたちの教育の根源をなす学校教育は、これからの変動の激しい時代に本市が発展を遂げるとともに、子どもたちが自らの可能性を開花させ、幸せな人生を送ることができる基礎を培うために、大変重要なものです。

これからの子どもたちには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかなからだ」などの「生きる力」を育む教育が必要です。本市では、確かな学力の定着とともに、「知」「徳」「体」の調和のとれた児童生徒の育成を目指しています。

❖各学校は、全国学力・学習状況調査や学力診断のためのテストなどを活用し、課題を明確にして、指導内容・領域の重点化や指導方法の工夫・改善を図ることにより、児童生徒一人一人の学力向上に努めています。教育委員会には、学校訪問指導、各種研修会などを通じ、これまで以上に教師の指導力を向上することが求められています。

❖家庭環境などの複雑な要因を背景として、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題は、ますます多様化しています。本市は、スクールサポートセンターを設置し、生徒指導体制や教育相談体制の充実を図るとともに、学校や関係機関との連携を図りながら、児童生徒の自立と学校生活への適応を支援していく必要があります。

❖豊かな人間性を育むため、道徳教育を充実し、学校・家庭・地域社会が一体となって生命を尊重する心、規範意識、公共心、思いやりの心などを育成します。また、ボランティア活動や奉仕・体験活動などの豊かな体験や読書活動を通して、児童生徒の感性を磨きます。

❖健康や体力は、たくましく生きるための基本です。本市は、特に食育の推進に力を入れており、各中学校区において栄養教諭を中核とした食育推進事業を進め、子どもたちに食の大切さを伝えています。また、学校・家庭・地域の連携を通し、子どもたちの心身の健康を育むための食に関する指導のあり方の研究に取り組んでいます。今後、この研究成果を生かすとともに、課題を改善するなど、継続実践化を図っていく必要があります。

（３）生涯学習の振興

市民一人一人が乳幼児期から高齢期の生涯各期において、いつでも、どこでも、だれもが様々な知識や文化を学び教えあうことができる心豊かな「生涯学習社会」の構築を目指すとともに、学習機会の充実と学習環境を整備し、地域・学校・家庭との連携を図りながら学習した成果を社会に生かす「生涯学習のまちづくり」を実現するために、生涯にわたり学べる学習体系の確立が重要です。また、市民の高度化・多様化する学習要求に対応するためには、施設の有効活用を含めた生涯学習環境の充実と図書館を拠点とした読書環境の充実が課題となっています。

❖生涯各期に応じた学習機会の提供状況については、「乳幼児期」「少年期」「青年期」「壮年期」「高齢期」の各期において単発的に実施している状況であり、相互の連携性や補完性を持たせるなど、講座の体系化を図ることが必要です。

❖学習者の多様なニーズに対応した学習プログラムづくりや個人の能力・技能に応じたステップアップへの対応などにより、講座内容の充実を図ることが必要です。

❖乳幼児期・児童期の読書体験がその後の心の発達に大きな意味を持つことから、子どもたちの読書環境の整備は極めて重要であり、発達段階に応じたサービス提供体制を確立することが必要です。

（４）家庭教育・地域教育の充実

社会環境の急速かつ大きな変化や人々の意識・価値観の多様化などに伴い、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。核家族化が進み、一人親世帯が増加する中、子育ての孤立化が懸念されています。育児放棄や虐待などが広がる背景には、経済面や精神面における子育てへの不安が大きな要因の一つとなっていることが考えられます。そのため、家庭、地域、学校、企業、行政などが連携し、家庭・地域教育力を高め、社会全体で子どもを育てていくことが必要です。

❖市立幼稚園・小学校・中学校において家庭教育学級を開催するとともに、全学級生を対象に家庭教育学級講演会を開催し、広く子育てに関する情報を提供し、今後の活動に役立てていくなど、家庭の教育力の充実に努めていく必要があります。

❖地域の資源や人材を活用した学習や体験活動などによる交流を通して、人間性豊かで思いやりのある心を備えた自立できる青少年の育成を支援するため、地域教育力を高めていくことが必要です。

（５）芸術・文化活動の振興

個々の心の豊かさを育むことから、芸術文化の果たす役割が教育や福祉の分野まで年々広がっており、社会環境の変化とともに、芸術文化に対する新たな課題やニーズが生じています。今後とも、個々の団体の持つ特性を生かしながら、様々な活動ができる環境をつくる必要があります。

❖地域の芸術文化が将来にわたり発展していくため、個人や芸術文化団体が自ら芸術文化活動の質を高めて活性化していく取組や子どもたちが芸術文化に触れる機会を拡充する取組を支援していく必要があります。

（６）文化財の保存と活用

文化財は、地域の歴史や文化の成り立ちを理解するうえで欠くことの出来ない国民共有の財産であり、文化の向上・発展の基礎をなすものであるため、将来にわたり適切に保存・伝承することが求められています。また、その本質的な価値を明らかにし、広く周知することは地域の文化環境を高め、市民が地域の理解を深めることとなるため、郷土愛の育成につながります。近年は、文化財が学校教育、生涯学習、観光、まちづくりなどに供する地域資源として、重要な役割を担っています。

❖市内には、後世に伝えていかなければならない有形・無形の文化財、歴史民俗資料、天然記念物などの貴重な歴史的資源が数多く残されています。

❖有形・無形文化財、埋蔵文化財、民俗文化財などの保存・伝承は、近年のめまぐるしい開発や生活様式の変化に伴い、破壊や消滅の危機などの問題を抱えています。こうした文化財に対する理解を深めるための啓発と保護・保存への協力要請など、関係団体との連絡調整や組織作りを推進していく必要があります。

❖地域の貴重な伝統芸能の継承については、下妻市伝統芸能保存連合会などを中心に、文化祭などの発表の場を通して市民への啓発を図っています。現在、会員の高齢化や継承者の問題が出てきており、併せて記録保存の必要性も求められています。

（７）図書館サービスの充実

図書館は、乳幼児から高齢者まで市民全ての自己教育に資する施設であるとともに、市民が情報を入手し、地域文化の創造に関わる場でもあります。また、図書館サービスの基本は、市民の求める資料や情報を収集・保存・提供することであり、そのための環境を整備することが必要です。

❖乳幼児・児童・青少年の人間形成において、豊かな読書経験は大変重要です。生涯にわたる図書館利用の基礎を形づくるためにも、乳幼児・児童・青少年に対する図書館サービスの充実に努めていくことが必要です。

❖学校図書館との連携を進め、児童生徒に対して利用案内を行うとともに、求めに応じて学校における学習や読書を支援する必要があります。

❖図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料を求めた際の援助などをするためのレファレンスサービスにおいて、その要望に応えるためさらなる図書資料の充実と職員の資質向上を図り、県内他図書館との協力・連携を密にし、サービスを充実させることが必要です。



<下妻市立図書館>

（８）生涯スポーツの充実・競技力の向上

高齢化社会の進展や年間労働時間の短縮による自由時間の増大や仕事中心から生活重視へと意識が変化する一方で、科学技術の高度化、情報化の進展により日常生活において体を動かす機会が減少し、体力低下などの健康上の問題が生じています。健康や体力づくりへの関心が高まる中、生涯にわたり健康的で明るく活力ある生活を送るため、誰もが体力や年齢、技術、目的に応じて継続的にスポーツに親しむことができる環境を整備していくことが必要です。

また、本市在住・出身の選手が全国レベルの大会などで活躍することは、市民に夢と希望を与えるとともに、活力ある地域社会の形成に寄与するものです。このような大会で活躍できる競技者の育成・強化を推進するため、指導者の養成、指導技術の向上、各種大会への派遣、競技者の強化活動への支援など、競技力の向上につながるスポーツ環境を整備することが必要です。

❖スポーツ活動の機会充実を図るため、あらゆる年代層で「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに関われるような事業を計画することが必要です。

❖既存の体育施設の機能充実を図るため、競技スポーツ団体の利用者のニーズを踏まえ、生涯にわたりスポーツ活動に親しむことができるよう、施設の改善に努めていくことが必要です。

❖スポーツレクリエーション活動による市民の健康と体力の向上などを図るため、各種スポーツ大会やスポーツ教室の開催を支援していくことが必要です。

❖競技力の向上を図るため、スポーツ関係団体、スポーツ協会スポーツ少年団などと連携しながら、競技者を組織的・計画的に育成する指導体制を構築することが必要です。

❖競技者の育成・強化を行うためには、競技者に対して適切な指導を行うことができる高度な専門的能力を有する指導者の育成・確保が重要です。今後も研修会などへの参加を支援し、指導者の育成を推進していくことが必要です。

第2節 下妻市の教育大綱（8つの柱）

～人と文化を育む「心豊かなまち」をめざして～

分野1：【幼児教育（就学前教育）】

- ・ 幼児期は人間形成の基礎が培われる時期であり、小学校以降の「生きる力」の基礎を培うため、幼児期からの家庭・保護者の教育力の向上に努めます。

分野2：【義務教育】

- ・ 子どもたちが自らの可能性を開花させ、幸せな人生を送ることができる基礎を培うため、「知」「徳」「体」の調和のとれた児童生徒の育成を支援します。

分野3：【生涯学習・公民館】

- ・ 多様な学習ニーズに対応した講座等の生涯学習機能を充実させ、目的や志向に応じた学習機会の提供に努めます。

分野4：【青少年育成】

- ・ 青少年が心豊かに成長するため、青少年育成団体への活動を継続的に支援するとともに、関係機関と連携し、非行防止などの啓発を図ります。

分野5：【芸術・文化】

- ・ 多くの市民が芸術・文化などの活動に親しむことができるよう、機会の充実に努めるとともに、芸術文化活動の活性化を図ります。

分野6：【文化財・博物館】

- ・ 本市の歴史を多くの方が身近に感じ、郷土愛が育まれるよう、出土した文化財をはじめとする歴史資料の調査・収集・保護・保存・活用に努めます。

分野7：【図書館】

- ・ 市民に親しまれる生涯学習・情報発信の拠点として、サービスの充実と向上に努めます。

分野8：【スポーツ振興】

- ・ 生涯にわたるスポーツライフの実現を目指し、スポーツ環境の整備に努め、子どもから高齢者まで様々な世代において、スポーツ活動の充実を図ります。

学びを人生や社会に 生かそうとする人材の育成

近年、情報化やグローバル化といった社会的変化が加速度的に進展しています。このような社会的変化は、どのような職業や人生を選択するかにかかわらず、全ての子どもたちの生き方に影響しますが、子どもたちがこれらに主体的に対応できるようになるためには、知識や技能の習得だけでは不十分です。

子どもたちは、判断の根拠や理由を明確に示しながら、自分の考えを述べることができるようになることが大切です。また、学ぶことを自分の人生や社会とのつながりを実感しながら、学習したことを生活や社会の中の課題解決に生かしていけるようにすることが求められます。そして、自分の判断や行動がよりよい社会づくりにつながるという意識を持たせることにより、一人一人が未来の創り手となることを願っています。

第3章 教育の重点施策

教育の重点施策の体系

分野 1 幼児教育（就学前教育） ・①幼児教育施設の整備 ・②幼稚園の運営 ・③保幼小の連携 ・④就学前教育体制の推進 ・⑤家庭教育支援の充実	分野 2 義務教育（1／2） ・①教育施設の整備 ・②安全対策の推進 ・③ICT環境の整備 ・④ICTの活用 ・⑤働き方改革の推進 ・⑥教職員の健康保持 ・⑦学校給食の充実	分野 2 義務教育（2／2） ・⑧確かな学力の育成 ・⑨英語教育の充実 ・⑩豊かな心の育成 ・⑪生徒指導充実と不登校支援 ・⑫健やかな体の育成 ・⑬特別支援教育の充実 ・⑭教師力の向上
分野 3 生涯学習・公民館 ・①生涯学習活動の充実 ・②社会教育の充実 ・③公民館活動の充実	分野 4 青少年育成 ・①青少年健全育成推進体制の充実 ・②青少年健全育成の支援	分野 5 芸術・文化 ・①芸術・文化活動の振興 ・②文化団体の支援
分野 6 文化財・博物館 ・①文化財の収集・保存・活用 ・②伝統文化・芸能の振興 ・③博物館事業の推進	分野 7 図書館 ・①図書館事業の推進 ・②図書館イベント事業の充実	分野 8 スポーツ振興 ・①スポーツ推進計画の推進 ・②社会体育施設の整備・活用 ・③生涯スポーツの普及推進 ・④指導者育成と指導体制の確立

分野1：幼児教育（就学前教育）

【取組方針】幼児期は人間形成の基礎が培われる時期であり、小学校以降の「生きる力」の基礎を培うため、幼児期からの家庭・保護者の教育力の向上に努めます。

◆目標 幼児期の重要性を十分認識し、幼児期の発達の特性に配慮し、一人一人のよさを伸ばし、健やかな育ちを促すことができるよう取り組みます。また、家庭との連携を図りながら、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実に努めます。

施策1：幼児教育施設の整備

【概要】地域、幼稚園、保育園、小学校が連携し、全ての幼児が発達段階に応じた幼児教育を受けることができる幼児教育施設を目指しながら、市立幼稚園は園児数の動向に応じた適正な再編を行い、より充実した幼児教育の環境づくりに取り組みます。

◆施策の内容◆

○市立幼稚園の統合

- ・市立幼稚園6園のうち、園児の減少が続く4園を廃止し、上妻幼稚園とちよかわ幼稚園に統合します。

○幼稚園施設の改修

- ・上妻幼稚園とちよかわ幼稚園の2園について、安全で快適な幼児教育の施設を目指し、計画的な大規模改修を行います。



<幼児教育>

施策2：幼稚園の運営

【概要】幼児期の教育は、全ての教育の出発点であり、人間が一生を通じて成長し、発達していく中でも非常に重要な時期です。子どもたちの社会性、創造性、自立心を育てていくことができるような幼稚園運営に取り組みます。

◆施策の内容◆

- 幼児期における基本的生活習慣の確立
 - ・「しもつまきっずなび」の活用に取り組みます。
- 幼児期の発達に関する研修の充実
- 幼稚園訪問による教員の指導力支援
- 預かり保育事業の推進
 - ・各園での預かり保育事業を充実させます。

【しもつまきっずなび】の取組方針「三つの力」

生活する力	発見・考え・表現する力	かかわる力
・健康な身体づくりと自分のことが自分でできることは、新しい環境に適應して生活する力となります。	・学習の基礎となる興味・関心や意欲・態度につかかります。	・生涯にわたって心の基礎となる、愛情と安心・信頼感を育み、自分の周りの人とかかわりながら思いを伝え合い、豊かな人間関係をつくっていく力となります。

施策3：保幼小の連携

【概要】発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を目指します。保育園、幼稚園、小学校が連携し、総合的に幼児教育を推進する体制づくりに取り組みます。

◆施策の内容◆

- 保育園・幼稚園・小学校の連携に立つ幼児教育の推進
 - ・下妻市保幼小連携協議会を開催します。
 - ・保幼小接続カリキュラム（アプローチカリキュラムとスタートカリキュラム）の作成・実施により、小学校への円滑な接続に努めます。

施策4：就学前教育体制の推進

【概要】家庭との連携を図りながら、発達や学びの連続性を踏まえた子どもの育ちの充実を目指します。また、地域、関係機関、学校が連携し、子どもたちの健やかな育ちを支える環境づくりを推進します。

◆施策の内容◆

○子どもの基本的生活習慣の確立

- ・「しもつまきっすなび」を活用します。

○家庭教育学級の実施

- ・幼稚園、小学校（１年生）、中学校（１年生）の保護者を対象に、家庭教育学級を実施します。

○家庭教育講演会の開催

- ・子どもの発達や成長に合わせた家庭教育の充実を図るため、講演会を実施します。

施策5：家庭教育支援の充実

【概要】家族形態の変容や地域とのつながりの希薄化などにより子育てが孤立化しがちな状況にある中、子育ての悩みや不安を解消できるような体制づくりを推進し、子育て家庭への積極的な支援を目指します。

◆施策の内容◆

○下妻市訪問型家庭教育支援事業の実施

- ・「家庭教育支援チーム」をつくり、支援を必要とする家庭に訪問し、保護者への支援を通じて子どもの育ちを支えていくことを推進します。

○家庭教育便りの発行

○市HPへの家庭教育に関する情報や子育て支援リーフレットの提供

○家庭教育実践事例集「愛の記録」の募集・編纂

○専門機関への橋渡し

- ・問題に応じた専門機関と情報を共有し、支援につなげます。

分野2：義務教育

【取組方針】子どもたちが自らの可能性を開花させ、幸せな人生を送ることができる基礎を培うため、「知」「徳」「体」の調和のとれた児童生徒の育成を支援します。

◆目標 安心・安全な学校生活を送ることができるよう学校施設の環境整備や安全管理に努め、子どもの心身の健やかな成長を促す環境づくりに取り組むとともに、学びに向かう力や人間性の涵養、生きて働く知識や技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力などの育成を図ります。

施策1：教育施設の整備

【概要】安心な学校施設とするため、大規模改修などの施設の整備に努めます。学校の安全管理や児童生徒の個性を生かす環境づくりの充実を図っていきます。

◆施策の内容◆

○安全で快適な施設づくりのための計画的な大規模改修

- ・昭和56年以前の旧耐震基準で建築された校舎などは耐震化が完了し、併せて老朽箇所の大規模改修を行いました。新基準以降建築の校舎などについても老朽化が進んでいることから、児童生徒と地域住民の安全確保のため、計画的に大規模改修を進めます。

○プールの共同利用

- ・プールの老朽化や維持管理に課題がある中、効率的な共同利用を行うため必要最低限のプールを改修し、小中学校の水泳授業が継続できる環境を維持します。

○トイレの整備

- ・洋式化やドライ化によりトイレ環境の改善を図ります。

○学校施設の長寿命化

- ・下妻市学校施設の長寿命化計画に基づき、中長期的な維持管理などに係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図りつつ、長寿命化できるものは長寿命化し、適正に改修・建替えを行います。適切な施設の長寿命化を行うため、従前の不具合が発生したら直す「事後保全」から「予防保全」へシフトし、施設の機能を常に良好な状態に保ちます。



＜下妻中学校新校舎（改築）＞

施策２：安全対策の推進

【概要】通学路の点検・整備の実施、防犯教育の充実、地域との連携などにより、児童生徒が安心して通える学校を目指します。

◆施策の内容◆

○通学路の安全点検や修繕、危険箇所のチェックによる通学路の安全対策

- ・下妻市通学路交通安全プログラムを実施します。
- ・下妻市通学路安全推進会議を開催します。

○防犯パトロール

○学校安全環境整備員の配置

- ・学校の環境維持・安全対策のための安全環境整備員を配置します。

○交通安全教室の実施

- ・幼児児童生徒が交通事故、自然災害、犯罪などに対応できるよう避難訓練を実施します。
- ・交通安全教室において基本的な交通ルールの習得を図ります。

○安全管理体制の充実

- ・危機管理マニュアルの適切な運用を図ります。

○下妻市セーフティマップや安全マップの作成と活用

○防災教育と避難訓練の実施

- ・火災や地震などの自然災害、不審者など学校内外における危険を予測し、回避する能力を身に着けるための安全教育や避難訓練を実施します。

○地域との連携による安全対策

- ・見守りボランティアや子どもを守る１１０番の家の活動を推進します。

○緊急メール配信システムによる緊急連絡方法の活用

施策3：ICT環境の整備

【概要】多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人一人に最適化され、資質・能力が一層確実に育成できるICT環境の整備に取り組みます。

◆施策の内容◆

○学校ICT環境の整備

- ・高速大容量通信ネットワークを維持します。
- ・GIGAスクール構想に基づく1人1台端末を維持します。

○授業支援ソフトの導入

- ・教職員が児童生徒一人一人の反応を把握できる一斉学習を行います。
- ・個々人の学習履歴を個別に記録できる個別学習を行います。
- ・一人一人の考えをお互いにリアルタイムで共有できる協働学習を行います。

○タブレットの持ち帰りルール整備

- ・各家庭におけるオンライン・オフライン学習を推進します。
- ・休校時の学びの機会を確保します。
- ・タブレット端末利用のルール、情報モラルなどの意識付けを図ります。

○ICT支援員による教職員の支援

- ・ICT機器活用に関する支援・研修を行います。
- ・児童生徒への授業中のICT機器操作方法のサポートを行います。

○デジタル教科書整備

- ・画像、動画教材活用による子どもたちの学びの意欲の向上を図ります。
- ・教職員の教材作成・授業準備時間の削減を図ります。



<ICT環境が整備された教室>

施策4：ICTの活用

【概要】1人1台端末を積極的に活用しながら、子どもたちの個に応じた成長を促す教育活動を目指し、全ての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供するよう取り組みます。

◆施策の内容◆

○オンラインでの学習

- ・協働学習において「ロイロノート」を活用します。
- ・個別学習において「eライブラリ」を活用します。

○オンラインでの学校間交流

- ・市内、国内、海外など様々な地域の小中学校とのオンライン交流を実施します。

○1人1台端末の効果的活用

- ・プログラミング教育を推進します。

○電子黒板やデジタル教科書の積極的な活用



<1人1台端末の活用>

施策5：働き方改革の推進

【概要】教職員の教育活動を支える条件整備に努めるとともに、教職員の働き方改革の推進に取り組みます。2学期制の移行に伴い働き方改革を一層推進し、教職員が児童生徒一人一人と向き合う時間を確保するとともに、教職員の授業研究の時間を確保し、教育の質を高めます。

◆施策の内容◆

○校務支援システムの活用

- ・校務支援システムを活用し、教職員の業務の効率化を図ります

○学校事務の共同実施の推進

- ・下妻市学校事務の共同実施により、学校運営の効率化と教職員支援を進めます。

○教職員の働き方改革推進

- ・月の超過勤務45時間以内を目指します。
- ・留守番電話の運用と学校閉庁日の設定による業務改善を図ります。
- ・部活動の活動方針に基づく適切な活動を実施します。
- ・2学期制の移行により授業時間を確保します。
- ・カリキュラムマネジメントを工夫します。
- ・外部人材の積極的な活用を図ります。

施策6：教職員の健康保持

【概要】教職員が健康で安心して職務に専念できるよう、労働安全衛生法と学校保健安全法に基づき定期健康診断を実施するとともに、ストレスチェックを実施することにより教職員のメンタル不調の未然防止にも努め、心身両面から教職員の健康保持の増進を図ります。

◆施策の内容◆

○ストレスチェックによるメンタルヘルス支援

○教職員の健康診断実施

○医師の面接指導の実施

- ・月の超過勤務時間が100時間を超えた場合などは、医師の面接指導を実施します。

施策7：学校給食の充実

【概要】安心安全な給食を提供するために衛生面の徹底管理、調理上の充実、給食メニューの充実を図ります。また、地元産食材を活用することで、食に関する理解を深め、正しい食習慣の定着を図ります。

◆施策の内容◆

- 給食調理場の衛生管理
 - ・衛生講習会や調理員研修会を実施します。
- 地場産物の食材活用
 - ・地元産の食材を取り入れるなど献立を工夫し、食育教育に努めます。
- 給食経費の適切な運営
 - ・給食費の適切な徴収管理・未納整理を行います。
 - ・経済的に困難な家庭への支援を行います。



＜常陸牛を取り入れたメニュー

施策8：確かな学力の育成

【概要】新学習指導要領の趣旨を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善を通し、基礎的・基本的な知識や技能の習得、これらを活用した思考力・判断力・表現力などの育成、学習意欲の向上などを目指すとともに、様々な問題に積極的に対応し、解決する力を育てます。

◆施策の内容◆

- 指導の充実
 - ・TTの活用などによる少人数指導に取り組みます。
 - ・小学校高学年での教科担任制の導入を進めます。
 - ・学校改善プランを生かした授業の工夫や改善を行います。
- 小中連携協議会における学力向上施策
- 下妻市学力調査の実施
- 学校訪問の推進
 - ・学校の抱える課題について指導助言し、学校を支援します。

施策9：英語教育の充実

【概要】「英語教育のまちづくり」を合言葉に、市内全小中学校にネイティブ英語指導員、ALT（英語指導助手）などを派遣するとともに、児童生徒の英語力・コミュニケーション能力や教員の指導力・英語力の向上を目指す各種施策を通し、グローバル社会で活躍できる人材を育てます。

◆施策の内容◆

○下妻市英語推進事業

- ・小学生英語キャンプを実施します。
- ・中学生英語キャンプ（プリティッシュヒルズ）を実施します。

○下妻市英語検定料補助事業

○外国語教育におけるALTの効果的活用

○オンラインによる英語交流授業の実施

- ・海外との英語交流に取り組みます。
- ・小中英語交流を進めます。

○英語の指導力強化のための研修



<小学生英語キャンプ>



<オンラインによる英語交流授業>

施策１０：豊かな心の育成

【概要】命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解・思いやり、規範意識、自主性、責任感などの人間性や社会性を育むため、全ての学校教育活動を通して道徳教育、特別活動などの充実を図ります。

◆施策の内容◆

- 道徳科の授業の充実
 - ・「考え、議論する」道徳の在り方を追求します。
- 人権教育講演会、人権標語募集などの各種行事の充実
- 読書活動の推進
 - ・みんなに進めたい一冊の本推進事業に取り組みます。
- 豊かな心育成推進協議会の充実
- キャリア・パスポートの活用とキャリア教育の充実
- 望ましい人間関係を築く特別活動の充実
- ボランティア活動や体験活動などを通した心のふれあいの場の充実
- マナーアップ運動の推進
- 学校行事の充実

施策１１：生徒指導の充実と不登校支援

【概要】「チーム学校」としての指導体制の充実を目指します。学校、スクールサポートセンター、関係機関などの連携や教育相談体制の充実を通し、不登校、いじめ、暴力行為、虐待などの未然防止・早期発見・早期対応に努めます。

◆施策の内容◆

- スクールサポートセンターによる支援体制
 - ・不登校児童生徒に対するアウトリーチ型（訪問）支援を充実させます。
 - ・ＳＣ（スクールカウンセラー）や教育相談員を活用した相談体制を充実させます。
- いじめ防止の推進
 - ・「警察と学校の連絡制度」「学校いじめ防止基本方針」の適切な運用を図ります。
 - ・生徒指導ネットワーク会議兼いじめ対策連絡協議会を開催します。
 - ・いじめ調査委員会を設置します。
- 関係機関との緊密な情報共有による児童虐待の未然防止

施策１２：健やかな体の育成

【概要】幼児児童生徒の発達段階を考慮して、体育・健康に関する指導を適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めます。

◆施策の内容◆

- 体力アップ推進プランを活用した体力づくり
- 下妻市食育推進事業による健康教育の推進
- 小中連携事業での体育教師などの小学校派遣
- キッズセーフティーマップの配布
- 中学校部活動の効果的な指導
- 学校保健委員会の活性化

施策１３：特別支援教育の充実

【概要】特別支援教育の重要性を十分認識し、一人一人の教育的ニーズを的確に把握して、個に応じた適切な支援に努めます。また、早期からの教育相談などを通じ、障害のある幼児児童生徒などの保護者に対して十分な情報を提供するとともに、保護者の意向を尊重します。

◆施策の内容◆

- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりの推進
- 特別支援学校、教育研修センター、医療機関などの関係機関との積極的な連携
- 教育支援委員会の充実
- 特別支援学級と通級指導教室における支援の充実
- 学校生活に支援を要する児童生徒の支援充実
 - ・学校生活支援員を配置します。
- 保育園・幼稚園・小学校・中学校の情報引継ぎの推進

施策14：教師力の向上

【概要】学校の教育力を高め、信頼される学校づくりを推進するため、教えるプロとしての教職員の指導力を育成し、教職員の資質向上に取り組みます。

◆施策の内容◆

○個々の教員の資質向上

- ・中堅教員等研修を実施します。
- ・若手教員クオリティーアップ研修を実施します。
- ・初任者、2年次研修を実施します。
- ・次世代育成指導者研修を実施します。
- ・あわら市との教育交流研修を実施します。
- ・教職員英会話講座を開催します。
- ・学校運営研修を実施します。
- ・県外先進校視察を実施します。
- ・教育論文作成研修を実施します。

○コンプライアンスの確立

- ・職員提案型の定例コンプライアンス委員会を開催します。
- ・外部人材を活用したコンプライアンス研修を実施します。



＜教職員英会話講座＞



＜あわら市との教育交流研修＞

分野3：生涯学習・公民館

【取組方針】多様な学習ニーズに対応した講座などの生涯学習機能を充実させ、目的や志向に応じた学習機会の提供に努めます。

◆目標 市民が生き生きとした生活を送れるよう多様な学習ニーズを捉え、市民一人一人のライフステージに応じた学習意欲の要望に応えながら、生涯学習活動を支援します。また、生涯学習の推進に向けて、市民の意識向上に努めていきます。

施策1：生涯学習活動の充実

【概要】市民が生涯にわたり学び続けられるよう学習機会や情報を提供し、自主的学習活動を支援します。

◆施策の内容◆

○生き生き出前講座の充実

- ・市民の生涯学習意識の高揚とまちづくり振興を図るため、市役所職員が身につけた専門知識を研修会や学習会で提供します。

○人権教育推進事業の推進

- ・各種の学習機会などを通して、人権問題についての理解と人権教育の推進に努めます。

施策2：社会教育の充実

【概要】望ましい社会教育のあり方について研究し、各種関係団体との連携を図りながら、その充実に努めます。

◆施策の内容◆

○社会教育指導員事業

○社会教育委員事務事業

施策3：公民館活動の充実

【概要】各公民館・市民センターにおいて市民ニーズに対応した講座の開設やサークル活動の支援を通じて多種多様な学習機会を提供しながら、生涯学習の楽しさや意義を実感してもらえるような運営を行っていきます。

◆施策の内容◆

○公民館教室事業

- ・各種講座の運営の充実と周知を図ります。

○公民館まつり事業

- ・各教室の成果の発表、生涯学習の啓蒙、新たな学びの出会いの提供などを行います。



<公民館教室>



<公民館まつり>

分野4：青少年育成

【取組方針】青少年が心豊かに成長するため、青少年育成団体への活動を継続的に支援するとともに、関係機関と連携し、非行防止などの啓発を図ります。

◆目標 家庭や地域が果たす役割の重要性を再確認し、地域、家庭、学校、関係機関、団体などとの連携を強化し、地域ぐるみでの青少年健全育成推進体制を図ります。

施策1：青少年健全育成推進体制の充実

【概要】地域、家庭、学校、関係機関や団体などとの連携を強化し、地域ぐるみでの青少年健全育成推進体制の充実を図ります。

◆施策の内容◆

○街頭巡回活動

- ・街頭巡回を実施し、青少年の非行防止に努めます。

○市民意識の啓発活動

- ・「あいさつ声かけ運動」の更なる充実を図り、青少年の問題行動の未然防止に努めます。

施策2：青少年健全育成の支援

【概要】青少年が思いやりの心や豊かな人間性を育むことができるよう、青少年センターを中心として青少年を見守るとともに、青少年健全育成事業を推進します。

◆施策の内容◆

○相談活動

- ・青少年のいじめ、不登校、進路、交友、非行などの相談を受け、特別青少年相談員が一緒に考えます。

○青少年育成諸団体との連携

- ・青少年センターを中心として、関係団体と連携し、青少年健全育成に努めます。

分野5：芸術・文化

【取組方針】多くの市民が芸術・文化などの活動に親しむことができるよう、機会の充実に努めるとともに、芸術・文化活動の活性化を図ります。

◆目標 若い年代層への参加促進と幅広い活動に取り組み、地域の芸術・文化の向上を目指します。また、歴史認識を深め、次世代に語り継ぐことができるよう、芸術・文化の継承に努めます。

施策1：芸術・文化活動の振興

【概要】芸術・文化活動の振興を図るため、文化活動団体や自主活動団体の育成、支援を実施します。

◆施策の内容◆

○市民の文化活動の発表の場として、文化祭の開催に取り組みます。



＜文化祭展示＞

施策2：文化団体の支援

【概要】文化活動の拠点となる施設について調査研究し、その有効活用に努めます。

◆施策の内容◆

○各種団体・サークルの育成、鑑賞・発表の場の確保など、市民が芸術・文化に触れあう機会を創出します。

分野6：文化財・博物館

【取組方針】本市の歴史を多くの方が身近に感じ、郷土愛が育まれるよう、出土した文化財をはじめとする歴史資料の調査・収集・保護・保存・活用に努めます。

◆目標 地域の重要な文化財に対する理解を深めてもらうため、啓発活動の推進に努め、次世代に大切に引継ぎ、また、新しい文化の創造に努めます。

施策1：文化財などの収集・保存・活用

【概要】歴史的文化財の発掘、貴重な資料の収集、保存、活用などに努め、市民の貴重な歴史遺産の保護に取り組むとともに、市民の文化財に対する関心と保護意識の高揚を図ります。

◆施策の内容◆

- 歴史的文化財の発掘、文化財や貴重な歴史資料の収集・保存に努め、市民の貴重な歴史遺産の保護に努めます。
- 文化財に対する意識の啓蒙
 - ・文化財指定地域の開発に伴う発掘調査や文化財防火デーなどを通して、市民の文化財に対する関心と保護意識の高揚を図ります。



＜国指定文化財「大宝八幡宮本殿」＞



＜国登録文化財「江連用水旧溝宮裏両樋」＞

施策２：伝統文化・芸能の振興

【概要】地域に伝承されてきた伝統文化や芸能など、文化資源の総合的な把握に努め、その活動団体への支援や地域イベントへの出演などの多面的な活用によって、地域文化の振興を図ります。

◆施策の内容◆

○伝統芸能支援事業

施策３：博物館事業の推進

【概要】人々の生活や文化に関する歴史、考古、美術、文学、民俗などの資料の収集・保管・展示に取り組み、市民に郷土の歴史を学ぶ場を提供します。

◆施策の内容◆

○博物館事業の推進

- ・ふるさと博物館を有効活用し、市民に郷土の歴史を学ぶ場を提供します。

○季節や年代、テーマにそった企画展の開催



＜下妻市ふるさと博物館＞

分野7：図書館

【取組方針】市民に親しまれる生涯学習・情報発信の拠点として、サービスの充実と向上に努めます。

◆目標 社会環境の変化や市民のニーズを踏まえた蔵書の充実や、図書館を便利に利用してもらうためのサービスの充実を図ります。

施策1：図書館事業の推進

【概要】利用環境の維持・向上に努め、図書資料の充実や図書館サービスの効率化を推進します。

◆施策の内容◆

- 図書館施設の維持管理
- 図書館ボランティア
- 小学校との連携



＜読み聞かせ（図書館ボランティア）＞

施策2：図書館イベント事業の充実

【概要】図書館を広く知ってもらい、足を運んでもらえるように、お話し会、映画会、1日図書館員、その他各種イベントを開催するとともに、子どもの読書活動を推進し、読書に親しむ環境づくりを進めます。

◆施策の内容◆

- 読書通帳の活用
- 図書館まつり
 - ・イベントを通じて図書館を利用する機会の充実を図ります。
- 図書館見学
 - ・小学生に図書館の施設の使い方や本へ興味を引き出せるよう図書館見学を実施します。

分野８：スポーツ振興

【取組方針】生涯にわたるスポーツライフの実現を目指し、スポーツ環境の整備に努め、子どもから高齢者まで様々な世代でスポーツ活動の充実を図ります。

◆目標 スポーツをすることは爽快感や達成感を味わうだけでなく、他者との連帯感など精神的な楽しさや喜びをもたらすものです。一人でも多くの市民が生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、スポーツの推進に努めます。

施策１：スポーツ基本計画の推進

【概要】社会体育施設の整備、生涯スポーツの普及推進、指導者の養成など、計画的なスポーツの振興を図るため、スポーツ基本法に基づき下妻市スポーツ基本計画を策定し、推進します。

◆施策の内容◆

○スポーツ基本計画の策定・推進

- ・市民のスポーツへの参加機会の多様化と拡充を目指します。
- ・スポーツを行う施設環境の充実に努めます。
- ・多くの市民がスポーツに親しむことができるよう、スポーツ情報の収集や発信の拡充に努めます。



＜スポーツ交流事業＞

施策2：社会体育施設の整備・活用

【概要】老朽化した施設の計画的な改修整備に取り組みます。また、市民のスポーツニーズに応えるため、既存施設の有効活用を図るとともに、学校体育施設の開放を通じて、生涯スポーツの振興を図ります。

◆施策の内容◆

○体育施設の運営事業

- ・体育施設については、安心・安全に利用できるよう計画的な改修や整備を行い、利便性の向上に努めます。

○学校施設開放事業

- ・地域住民の身近に存在する体育施設である学校体育施設の有効活用により、気軽にスポーツを親しめる環境を整えるとともに、利用者ニーズを把握し、施設運営などに適切に反映するよう努めます。



＜下妻市立総合体育館＞

施策３：生涯スポーツの普及推進

【概要】多くの市民が参加できる機会を提供するとともに、健康づくりやスポーツ文化へ触れることのできる環境づくりを図ります。

◆施策の内容◆

○スポーツ団体事業

- ・下妻市スポーツ協会 各種スポーツの普及向上、市民の健康増進・相互の親睦を図り、明るく豊かな下妻市の発展に貢献します。
- ・下妻市スポーツ少年団 スポーツ少年団の普及と育成・活動の活性化を図り、地域の青少年にスポーツを振興し、心身の健全な育成に貢献します。

○砂沼マラソン大会事業

- ・生涯スポーツに対応した体力の維持向上を目指し、心身の健康についての意識を高め、市民が気軽に参加できる大会とします。

○各種スポーツ教室事業

- ・スポーツ活動は、その目的の一つに健康づくりや体力づくりが挙げられており、本市が行っているスポーツ教室でも年齢・性別を問わず、気軽にスポーツ活動を行うことができるよう、教室内容のより一層の充実を図ります。



＜砂沼マラソン大会＞

施策4：指導者の育成と指導体制の確立

【概要】スポーツ指導者の養成と資質向上を図るとともに、多様なスポーツニーズに対応できる指導体制の確立を目指します。

◆施策の内容◆

○スポーツ推進委員会事業

- ・スポーツ推進委員は、スポーツ実技の指導、スポーツ推進のための事業の実施の連絡調整、その他スポーツに関する指導、助言を行うこととされています。今後は、さらなる意識改革が求められ、そのための研修会などへの派遣や内部研修への支援が必要となります。

○スポーツ団体事業

- ・市のスポーツ振興を図る上で重要となるのが指導者であり、次世代を担う指導者の養成・資質向上を計画的に進める必要があります。今後、行政とこれらの組織の間で緊密な連携を図りながら、活動を展開する中での役割分担を明確にし、それぞれの視点からスポーツ指導者の育成・支援についての施策や事業を推進していきます。



<指導者の育成>